

職員が仕事と子育てを両立することができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 4月 1日～平成33年 3月31日までの 3 年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、男性の育児休業を1人以上取得すること。

<対策>

- 平成30年 4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- 平成30年 4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2：小学校入学前までの子を持つ職員に対し、当法人が運営する事業所内保育所の活用や短時間勤務制度などの運用促進を行い、育児休業後の女性職員の活躍の場を広げる。

<対策>

- 平成30年 4月～ 職員研修及び職員会議等により就業規則等の周知を図る。
- 平成30年 4月～ 職員に対し事業所内保育施設の活動報告を定期的に行う。

目標3：若年者、高齢者及び障害者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供し、職業訓練を推進する。また、トライアル雇用等を通じた雇入れを行い、適正な募集・採用機会の確保を図る。

<対策>

- 平成30年 4月～ ハローワーク等の関係機関との調整
- 平成30年 6月～ 職員会議等により職員への周知
- 平成30年 9月～ 各部所毎に受け入れの検討